

(様式第1号)

「岩国錦帯橋空港ターミナルビル」使用申込書

平成 年 月 日

岩国空港ビル株式会社 殿

(申込者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

「岩国錦帯橋空港ターミナルビル」を使用したいので、次のとおり申込をします。

目 的	
内 容	
場 所	
期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
人 数	
使 用 料	円
そ の 他	
担 当 者 連 絡 先	・ 氏 名 ・ 電話番号 ・ メール

・添付書類

- 企画書 (デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等)
- 申込者の概要が分かるもの
- その他参考となる資料

「岩国錦帯橋空港ターミナルビル管理規則」第4条(別紙1)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

(名称及び代表者名)

氏 名



(様式第1号)

「岩国錦帯橋空港ターミナルビル」使用申込書(見本)

平成 年 月 日

岩国空港ビル株式会社 殿

(申込者)

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者)

「岩国錦帯橋空港ターミナルビル」を使用したいので、次のとおり申込をします。

目 的	(例) クリスマスコンサート
内 容	(例) ロビーにて市内の児童による合唱コンサート
場 所	(例) 光庭及びロビー
期 間	平成24年12月23日 10時00分から 平成24年12月23日 15時00分まで
人 数	(例) 50名
使 用 料	(例) 80,000円
そ の 他	
担 当 者 連 絡 先	・氏 名 ・電話番号 ・メー ル

・添付書類

- 企画書 (デザイン、レイアウト図、原稿、設計図書等)
- 申込者の概要が分かるもの
- その他参考となる資料

「岩国錦帯橋空港ターミナルビル管理規則」第4条(別紙1)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

(名称及び代表者名)

氏 名

印

別紙1

「岩国錦帯橋空港ターミナルビル管理規則」第4条【抜粋】

第4条

1 ターミナルビルにおいては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 建物、施設、設備等を汚損し、又は損傷すること。
- (2) 航空機の運航に支障をきたす恐れのある行為をすること。
- (3) 紙屑、使用済の容器その他不用の物を所定の場所以外にみだりに放置すること。
- (4) 次の物を持ち込むこと。

ア 爆発物、発火又は引火しやすいものその他の危険物

イ 刃物、棒その他の人に危害を加えるおそれのあるもの

ウ 臭気を発するもの、長大なものその他建物又は施設を汚損し、損傷したりするおそれのあるもの

(5) 動物を連れて立ち入ること。ただし、本来の目的に使用される盲導犬・聴導犬・介助犬及び空港貨物として取り扱われるものを除く。

- (6) タクシー・ハイヤー等の客引き行為をすること。
- (7) 演説、示威行為その他これらに類する行為をすること。
- (8) 喫煙場所として指定された場所以外において喫煙すること。
- (9) 暴力、喧騒その他人の迷惑となるような行為をすること。

(10) 前各号のほかターミナルビルの安全、風紀又は秩序を乱し、その他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

2 ターミナルビルにおいては、空港ビルの承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火気を使用すること。
- (2) 寄付金の募集をすること。
- (3) 製作物、物品等を展示又は設置すること。
- (4) 物品等の販売、配布、広告宣伝活動その他これらに類する行為をすること。
- (5) 看板、旗、印刷物、書面等の掲示又は配布すること。

(減免基準)

ターミナルビル施設使用料金減免基準

岩国空港ビル(株)

岩国錦帯橋空港ターミナルビル施設使用料の減免基準を、次のように定める。

1. 対象基準

(使用料)

- ① 主催が地方公共団体又は公共的団体若しくは公益団体であり、かつ岩国錦帯橋空港の利用促進若しくはPR効果又は岩国空港ビルの収益性が特に認められる場合の使用料。
- ② 報道関係者が空港情報の発信等を目的とした取材等に使用する場合の使用料。

(入場料)

児童、生徒又は学生が、教育学習等の目的で教職員が引率する児童、生徒又は学生のターミナルビル見学における展望デッキの入場料。

2. 減免の割合

1.に掲げる使用料又は入場料は、全額免除とする。